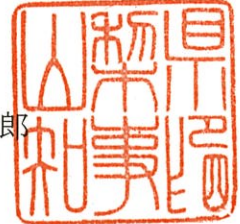


健長第951号
令和2年5月22日

各高齢者福祉施設管理者 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎



「施設における感染拡大予防ガイドラインの作成基準」の
改訂について（通知）

日頃から、本県の高齢者福祉施策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

県では、県民並びに事業者の皆様へ新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、5月15日から5月31日までの間、感染拡大防止対策への協力を要請しているところですが、今般、新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに係る県基準を別添のとおり改訂しましたので、お知らせいたします。

皆様におかれましては、引き続き、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、感染症防止対策の徹底の協力要請に対し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

<送付資料>

○別添「施設における感染拡大予防ガイドラインの作成基準（令和2年5月21日改訂版）」

福祉保健部健康長寿推進課
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1
e-mail : chouju@pref.yamanashi.lg.jp
FAX : 055-223-1469
・介護サービス振興担当
TEL : 055 (223) 1455
・介護基盤整備担当
TEL : 055 (223) 1451